

公益社団法人日本カヌー連盟 部門・委員会組織規程

(目 的)

第1条 公益社団法人日本カヌー連盟（以下「本連盟」という）『定款』第8章第59条に基づき、本連盟業務遂行のため各部門・専門委員会（以下「委員会」という）を設置する。なお、『定款』第1章第5条に掲げる事業遂行のため、新規部門・委員会の設置・改廃については、理事会の議決を経て、総会で承認を要する。

(組 織)

第2条 各部門・委員会は、会長ならびに理事会の諮問に応じ、所掌する専門事項に関し、調査・研究・企画立案・審理・運営を行う。

(構 成)

第3条 部門・委員会は、部長・委員長のほかに必要に応じて副部長・副委員長・委員を組織することが出来る。

(委 嘱・任 命)

第4条 部長・副部長及び各専門委員会委員長・副委員長は、理事会の議決を経て、会長がこれを委嘱・任命する。専門委員会委員長・副委員長・委員に学識経験者を委嘱・任命する場合は、登録会員に限らない。

2. 委員は、委員長の推薦、又はブロックカヌー協会の推薦に基づいて理事会がこれを決定する。

(任 期)

第5条 委員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものの事業年度末までとし、再任を妨げない。補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部 長・委 員 長)

第7条 部長・委員長は、その所管事項を総括処理する。

(副 部 長・副 委 員 長)

第8条 副部長・副委員長は、部長・委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委 員)

第9条 委員は、委員長の指示に基づき、それぞれの委員会に属する所掌の調査・研究・企画立案・事業運営等専門業務に従事する。

(委員会の招集)

第10条 部長・委員長が必要と認めたときは部会・委員会を招集することができる。

(議事録)

第11条 部長・委員長は、部会・委員会を開催した場合は、その議事要録を作成・保管するとともに、必要に応じその結果を理事会に報告しなければならない。

(補 則)

第12条 各委員会において所掌する業務執行上の手続規定、細則、基準要綱等については、それぞれの部門・委員会でこれを別に定めることができるものとする。

(守秘義務)

第13条 各委員は、委員会を通じて得られた情報を部長・委員長の許可なく外部に漏らしてはならない。

(改廃)

第14条 本規程の改廃は理事会の議決を経て総会の承認を要する。

(附則)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。